令和５年度 保存版

貯水槽水道の適正管理・検査についてのお願い

1. 貯水槽水道とは？

「貯水槽水道」とは、簡易専用水道を含めた水槽の規模によらないビル等の建物内水道の総称として、水道法で定義されています。

貯水槽水道は受水槽の規模により、「簡易専用水道」（受水槽と高置水槽の有効容量を合せて10㎥を超えるもの）と、「小規模貯水槽水道」（有効容量10㎥以下のもの）に分類されます。

貯水槽水道のしくみと管理区分

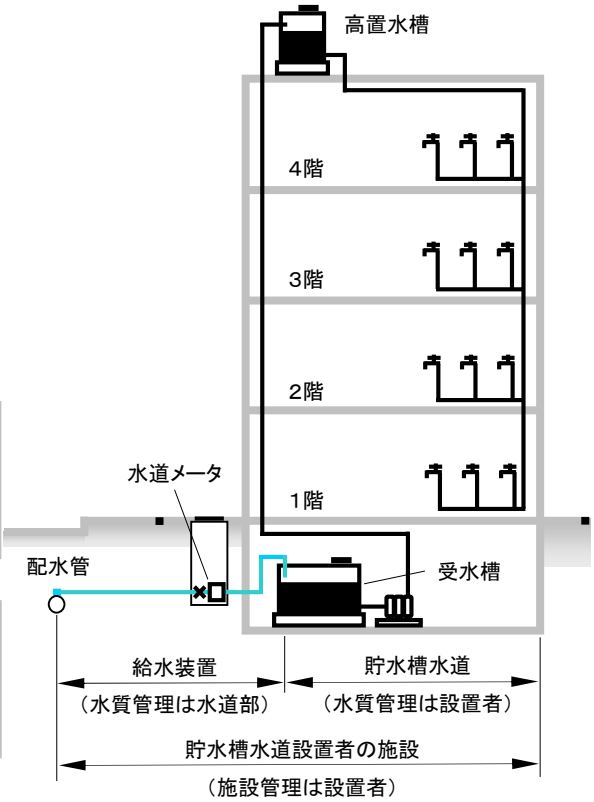

貯水槽水道の区分と管理

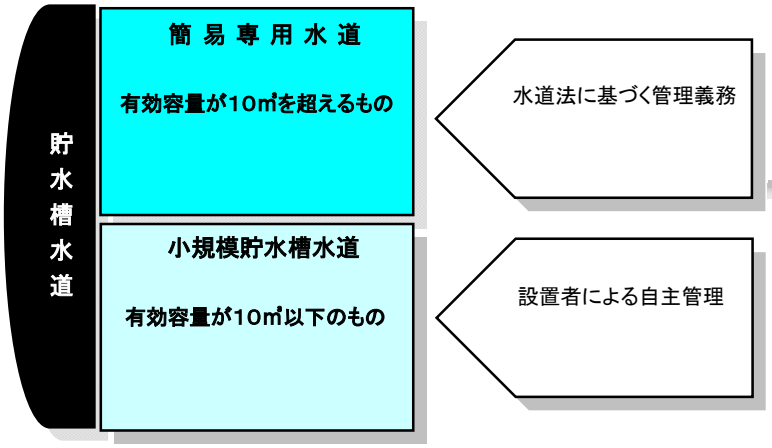

2. 貯水槽水道の設置者の責務とは？

○ 自ら管理すること

- 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行う。
- 水槽等の施設を点検し、水の汚染防止に努める。
- 蛇口から出る水の色、濁り・臭い・味・残留塩素などに注意し、異常があれば必要な水質検査を行う。
- 供給している水が人の健康を害する恐れがあると知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者や本市に連絡すること。

○ 水槽清掃後に検査を受けること

毎年1回以上定期に地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けたものの一般検査を受けなければなりません。

◆貯水槽水道の管理に関する法的規制について◆

◎簡易専用水道は、上記の事項が水道法で義務付けられています。

◎小規模貯水槽水道は、室蘭市水道事業条例で上記の事項が努力義務となっています。

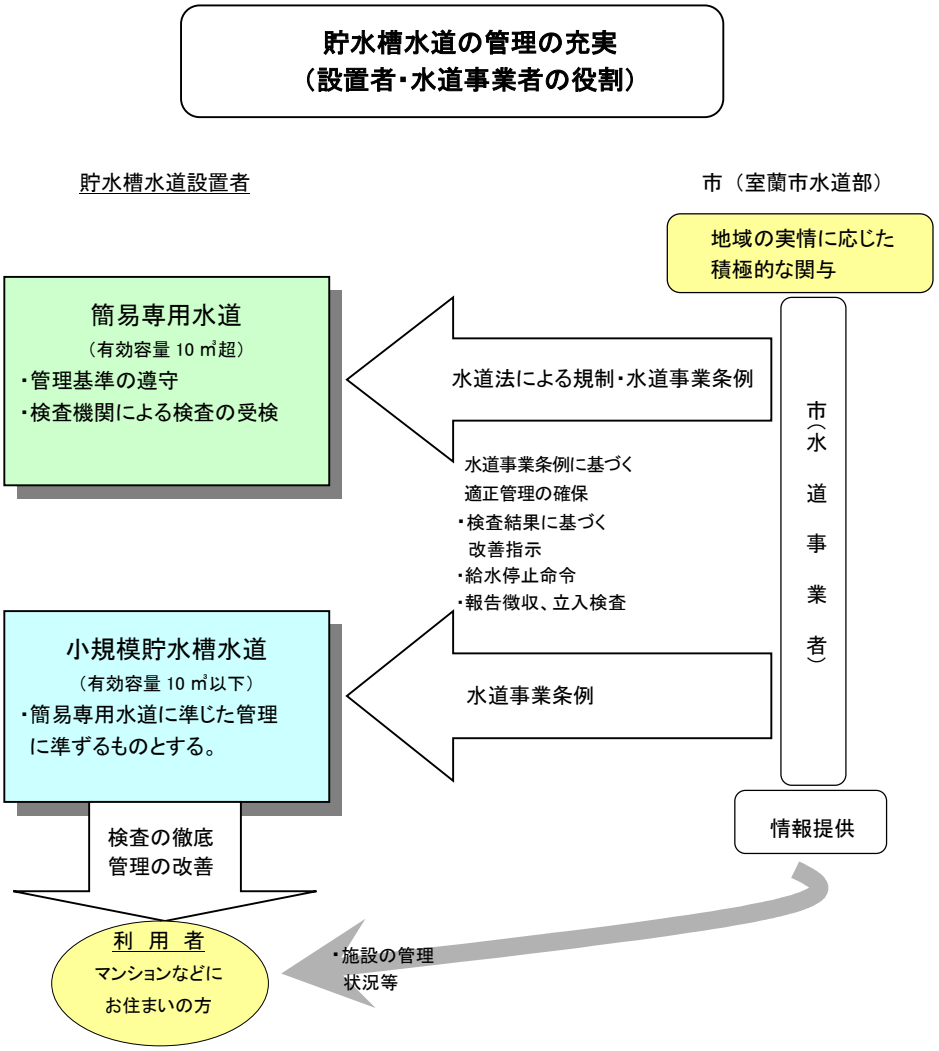

3. 水槽の清掃はどこに頼めばいいの？

北海道知事登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼してください。

室蘭保健所管轄の登録業者（令和 4 年 12 月 31 日現在）

（50音順）

会　　社　　名	電　話　番　号	住　　所　（所在地）
クリーンビル開発株式会社	0143－85－1204	登別市千歳町2丁目10番地3
株式会社 新栄産業	0143－43－8655	室蘭市寿町1丁目1番15号
高橋衛生工業株式会社	0143－44－3866	室蘭市知利別町2丁目8番15号
株式会社東洋興業	0143－85－2935	登別市新栄町1番地32
株式会社東洋実業室蘭営業所	0143－44－1430	室蘭市寿町1丁目5番20号
道南環境保全株式会社	0142－25－4657	伊達市末永町58番地3
株式会社日光美装	0143－43－3511	室蘭市高砂町2丁目21番12号
株式会社ビゲンワーク	0143－88－0033	登別市新栄町1番地29
室蘭ビル管理株式会社	0143－46－4311	室蘭市中島町3丁目2番9号
株式会社EKOU	0143－50－6070	室蘭市本輪西町3丁目10番13号

4.　検査手続き（依頼）はどのようにしたらいいの？

検査は、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けたものが行うこととなっております。

室蘭市内では、室蘭市水道部と室蘭保健所が地方公共団体の検査機関となっており、おもに水道部が検査を行っています。

【水道部への依頼方法】

- 受水槽の清掃が終わった後、指定の申込用紙(検査依頼書)で水道部料金課に申込んで下さい。
- 申込みと同時に、検査手数料を納入していただくことになっております。
- 検査日については、料金課給排水設備係と打ち合わせて決めさせていただきます。

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道検査手数料（1件につき）

簡易専用水道	12，000円
小規模貯水槽水道	12，000円（内税1，090円）

検査の依頼先: 室蘭市水道部料金課給排水設備係 電話 44－6017

5.　どのような検査を行うの？

次の4項目について、厚生労働省が示している検査方法に基づいて検査を行います。

- 施設の外観検査（受水槽及び高置水槽等の水槽の内部・外部検査）
- 水質検査（末端給水栓の水についての臭気・味・色・濁り・残留塩素の検査）
- 書類検査（水槽の清掃記録・管理記録・周囲の構造物の配置図・設備の配置及び系統図）
- 検査後の処理（判定結果が不適合となった事項について改善指導等）

6.　水道事業者（水道部）は何をするの？

- 貯水槽水道の検査を行います。（有料）
- 水質検査の結果に異常があった場合は、受水槽等の調査を行うとともに、設置者に対して指導等を行います。
- 貯水槽水道の管理等に関する設置者からのご相談に対して、積極的に対応、助言を行います。

7.　貯水槽水道についての問合せ先は？

- 室蘭市水道部　料金課給排水設備係　電話 44－6017
- 北海道室蘭保健所　生活衛生課環境衛生係　電話 24－9848

貯水槽水道一般検査に伴う手続きの流れ

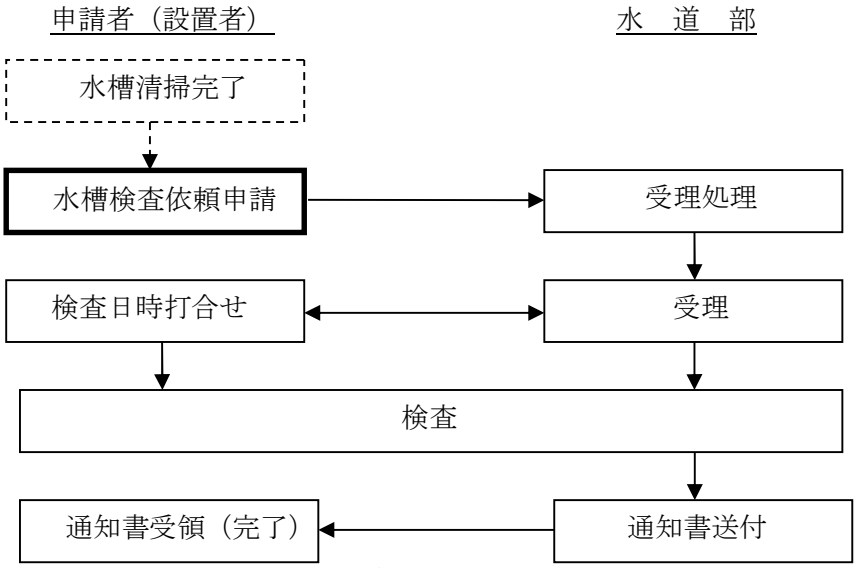

※ 申請は、水槽清掃後に行って下さい。
※ 申請は、代納者が行ってもかまいません。
※ 検査結果通知書の発送までに10日間位かかります。

受水槽の構造と維持管理の主な注意点

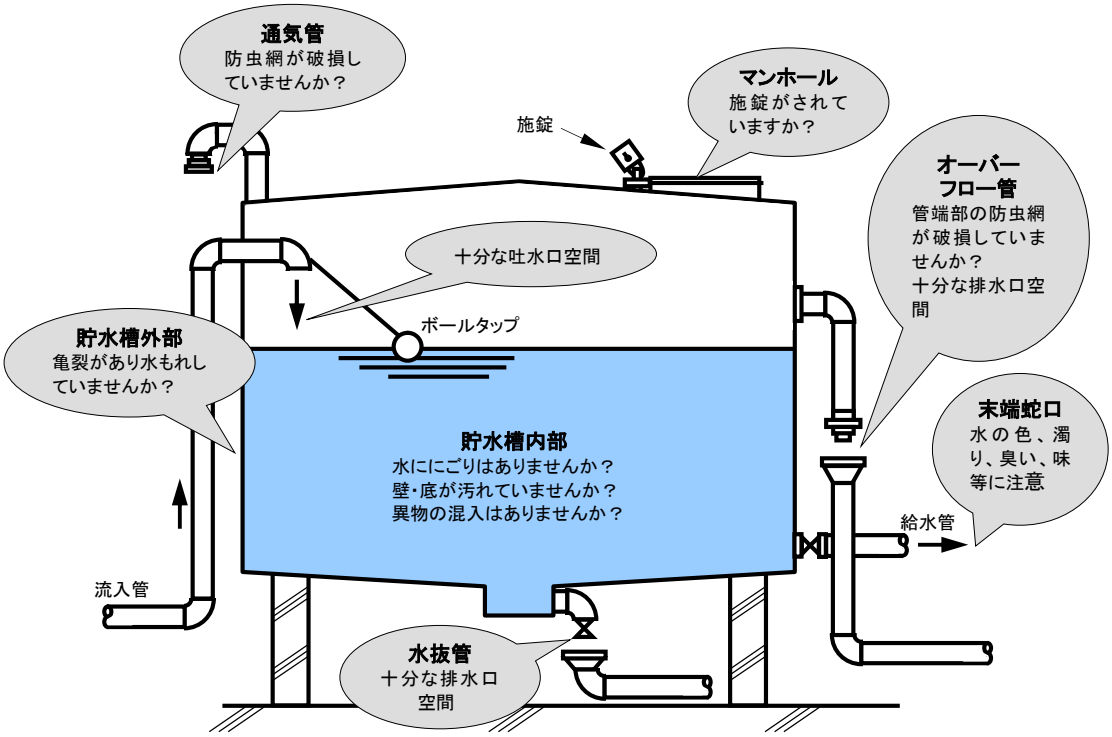

水道法（抜粋）

第2章　水道事業

第2節　業務

（供給規程）

第14条　水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2　前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(5)　貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

第4章の2　簡易専用水道

第34条の2　簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない

2　簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査を受けなければならない。

水道法施行令（抜粋）

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第2条　法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

水道法施行規則（抜粋）

第1章　水道事業

第1節　事業の認可等

第12条の4　法第14条第3項に規定する技術的細目のうち、同条第2項第5号に関するものは、次に掲げるものとする。

(1)　水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

ロ　貯水槽水道の利用者に対する情報提供

(2)　貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。

イ　貯水槽水道の管理責任及び管理の基準

ロ　貯水槽水道の管理の状況に関する検査

第4章　簡易専用水道

（管理基準）

第55条　法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

(2)　水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3)　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4)　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第56条　法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとすする。

2　検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

室蘭市水道事業条例（抜粋）

第3章の2　貯水槽水道

（管理者の責務）

第27条の2　管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導，助言及び勧告を行うことができる。

2　管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第27条の3　貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ)の設置者は、同法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2　簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下「小規模貯水槽水道」という。）の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該小規模貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

（手数料）

第40条　手数料は、別表第3の区分により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める申込者からは、申込後徴収することができる。

別表第3（第40条関係）

3　設計審査及び工事検査手数料　その3

備考

3　簡易専用水道及び小規模貯水槽水道検査手数料　　1件につき　　12，000円

室蘭市水道事業条例施行規程（抜粋）

（小規模貯水槽水道の管理及び自主検査等）

第14条の2　条例第27条の3第2項に規定による小規模貯水槽水道の管理は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1)　水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

(2)　水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3)　給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(4)　供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2　条例第27条の3第2項の規定による小規模貯水槽水道の管理の状況に関する検査は、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査とし、毎年1回以上定期に行うものとする。

3　小規模貯水槽水道の設置者は、前項に規定する検査を自ら行うことが困難なときは、法34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者の検査（第1項の基準に基づく管理に係る検査を含む。）を受けるものとする。

様式第１号（第２条関係）

簡 易 専 用 水 道 等 検 査 依 頼 書

令和　　年　　月　　日

室蘭市公営企業管理者　様

住所
設置者　氏名　　印
電話

水道法第３４条の２第２項及び室蘭市水道事業条例施行規程第１４条の２第３項の規定により検査を受けたいので検査手数料１２，０００円を添えて依頼します。

建 築 物 等	所在地	（ＴＥＬ　　）
	名　称	
管理責任者	住　所	（ＴＥＬ　　）
	氏　名	
清　掃　等	清掃日	
	業者名	
	住　所	（ＴＥＬ　　）

住所
手数料代納者
氏名　　印